

西尾市市民生活応援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、長期化する物価高の影響を受ける市民の生活を支援するため、西尾市市民生活応援給付金給付事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者及び受給権者)

第2条 本事業による西尾市市民生活応援給付金（以下「本給付金」という。）の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和8年3月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる者

ア 基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるもの

イ 基準日の翌日以後、初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった者又は基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるもの

ウ 基準日以降に、基準日以前の日を転入の日として住基法第22条の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録された者で、かつ、令和8年6月30日までに、市長の定める方法により給付対象者であることが確認できるもの

(2) 国の令和7年度一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち物価高対応子育て応援手当を活用した取組の支援の対象児童でない者

2 本給付金の受給権者（以下「受給権者」という。）は、給付対象者が属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者を受給権者とする。この場合において、新たに世帯主となった者がいな

いとき又は新たに世帯主となった者を受給権者とすることが適当でないとき市長が認めるときは、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから市長が適当と認める者を受給権者とすることができる。

3 前各項の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由として避難している場合その他の特別な配慮を要する場合に係る給付対象者又は受給権者は、別記に定めるところによる。

4 前各項及び別記に定めるもののほか、本事業の趣旨に照らし特に必要があるとき市長が認めるときは、個別の事情を勘案し、給付対象者又は受給権者を決定することができる。

(給付額)

第3条 本給付金の給付額は、給付対象者1人につき5千円とする。

(給付の方式)

第4条 市長は、受給権者であることが確認できる者であって、公金受取口座又は本市が過去に給付した給付金の振込口座の情報を取得できた者に対して、本給付金の給付の申込みを行うことができるものとする。

2 前項による受給権者は、給付の申込みを受けた際、西尾市市民生活応援給付金給付確認書(様式第1号。以下「確認書」という。)による受給の辞退又は振込口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに確認書の提出がないときは、速やかに受給権者に対し、本給付金を給付するものとする。

(確認書による給付)

第5条 前条第1項の規定による給付の対象とならない者であって、第2条第2項に規定するものは、確認書を提出するものとする。

2 確認書の提出は、郵送又は本市の窓口での提出により行い、給付は確認書の提出者(以下「提出者」という。)から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行うものとする。ただし、提出者が金融機関に口座を開設していない等の理由により振込みによる給付が困難であると市長が認める場合は、市長が別に定める方法により給付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、確認書の提出は、市長が別に定める電気通信回線を通じて送信する方法(以下「オンライン申請」という。)により行うことができるものとする。

4 受給権者は、確認書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、受給権者本人であることを証するものとする。

5 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から給付確認書送付

先変更届（様式第2号。以下「届出書」という。）の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

（代理による申請）

第6条 受給権者に代わり、代理人として前条第2項及び第5項の規定による申請を行うことのできる者は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人等）

(2) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人が確認書の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、第1項第1号及び第2号に掲げる者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書及び届出書の提出等）

第7条 確認書（オンライン申請を含む。）の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、令和8年6月30日とし、届出書の提出期限は、届出書の提出期限欄に記載された年月日とする。

（給付決定等）

第8条 市長は、本給付金の給付対象者及び受給権者に対し、本給付金の給付を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、当該決定をした日に当該決定を受けた者から本給付金の請求があったものとみなし、受給権者（その代理人を含む。）に本給付金を給付する。

3 本給付金の給付決定は、前項の給付金の給付をもって通知したものとみなす。

4 本給付金の給付額の変更の決定は、確認書の提出があった場合にのみとする。この場合において、給付額の変更の決定は、第2項の給付をもって通知したものとみなす。

5 前項の決定により給付額が0円になった者に対しては、通知をしないものとする。

（給付等に関する周知等）

第9条 市長は、本事業の実施に当たり、給付対象者、受給権者、代理人の範囲、

申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、市公式ウェブサイトその他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(確認書の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第7条第2項に規定する提出期限までに確認書の提出が行われなかった場合、受給権者が本給付金の給付を辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定に基づき給付の決定を行った後、確認書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず確認書の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第11条 市長は本給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しなくなった者又は、偽りその他不正の手段により本給付金の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた本給付金の返還を求めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月10日から施行する。

別記（第2条関係）

1 配偶者その他親族からの暴力等を理由として避難している事例の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する場合に、その旨を申し出た者（以下「申出者」という。）及びその同伴者が、本市の住民基本台帳に記録されておらず、かつ、基準日時点で本市に生活の拠点を有していることが確認できる場合、当該申出者及びその同伴者を給付対象者と、当該申出者を受給権者として、本給付金を給付する。

- (1) 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者
- (2) 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰ることができない事情を抱えているもの
- (3) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性自立支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく

支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び第6号における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、本市における給付対象者・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が執られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が執られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一

時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が執られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

次の各号のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、本市に住民基本台帳に記録されている者については、本市における給付対象者・受給権者とする。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）